

ビジネスサポートながの

Business support NAGANO

9

SEPTEMBER 2013



経営者シリーズ トップかく語りき

有限会社牧野設備
代表取締役

牧野 正氏

Tadashi Makino



有限会社牧野設備
上水内郡飯綱町牟礼1075-5
TEL 026-253-4200 FAX 026-253-4205
設立 平成7年5月
資本金 300万円
業種 住宅各種のリフォーム工事・給排水・冷暖房・空調・合併浄化槽・各種設備工事の設計・施工及び設備機器販売修理
<http://www.makinosetsubi.jp>

「やればできる」。仕事も趣味も真剣勝負。

平成4(1992)年、42歳で中学卒業以来離れていた故郷に家族でUターン。それまで横浜で営んでいた設備工事の仕事を始めたものの、まったく仕事がない日々が半年続いた。

「地元の人は親のことはよく知っている。でも私のことは誰も知らない。地域で腰をすえて仕事をするために、まず名前を覚えてもらい、地元の人間として信頼関係を築くことから始めました」。牧野設備社長、牧野正さん(65歳)はそう振り返る。

早朝・深夜を問わずの対応が徐々に評判となり、地元の仕事が増えていく。町で始まった下水道工事を受注できたことも大きかった。同級生や知り合いの応援にも助けられた。

現在は住宅の水回りを中心としたリフォームを主に、介護福祉用具販売等も手がける。急を要する仕事だけに、連絡があればすぐに駆けつ

ける。長年培った技術には自信がある。地元ならではの寒冷地に適した部品選びや施工にも手抜かりはない。そして、何より実直な人柄。それが地元での絶大な信頼につながっているようだ。

「今後は住宅リフォーム全般も手がけたい。また『福祉用具専門相談員』の資格を活かし、介護福祉関係も伸ばしたいと思っています」

将来の“後継者候補”は大学で福祉関係の勉強をしている娘さん。「実は介護施設に就職を希望していってすぐには帰ってこないんですよ。でもそこで経験したことを活かしてくれたらいいなと」。社長と二人三脚で会社を盛り上げる、奥さんのるり子さんはそう期待する。

もともとアウトドア派の牧野さん。横浜時代は家族でよくキャンプを楽しんだ。また夫婦でアマチュ

ア無線を愛好し「フォックスハンティング」の世界大会に出場したこともある。海釣りも本格的だ。

50歳を過ぎて心臓を患ったのをきっかけにフルマラソンに挑戦。全国さまざまなランニング大会に出場を続け、50代最後に県縦断駅伝のメンバーに。60歳で市民ランナーの最終目標といわれるグランドスラム(フルマラソン3時間切り、100kmウルトラマラソン10時間以内完走、富士登山マラソン4時間半以内完走)を3カ月間で達成しました。「やればできるんだと思いました」。

取引先の倒産など何度もピンチを乗り越えて、会社を成長させてきた牧野さん。秘訣は、仕事も遊びも真剣に取り組む、その姿勢にあるようだ。

回覧

CONTENTS

9

SEPTEMBER 2013

表紙写真

経営者シリーズ

有限会社牧野設備 代表取締役

牧野 正氏**税務署定期人事異動レポート 2-3****事業実施カレンダー**

決算説明会・経営相談室のご案内

ビジネス法律相談所

**事業者のための環境法制
～大気汚染の問題～**

ビジネス書・今月の売れ筋10冊

税理士の事件簿

税務調査の立ち会い顛末記⑮

税務署からのお知らせ

ちょっと教えて！ 身近な法律Q&A

「重任」とは、どのような意味ですか。経営者の成長指南 **浪 宏友氏**

企業会計NOW

第30回 金融機関の自己査定

スポーツNOW

Business Information

Tea Room

セミナーは受けたいけど
忙しくて時間が取れない方

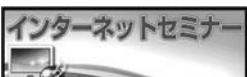
継続的に社員研修ができるシステムがほしい方etcに
ぜひご覧いただきたい

インターネットセミナー

視聴無料

(長野法人会HPトップページの下段にバナー(見出し画像)があります)

**常時200タイトルの
セミナーが視聴可能!!**

**オススメプログラム TOP5**

ID:hj0901 パスワード:0011

- ① 消費税増税をチャンスに変える ~消費税の引き上げによって起り得るリスクを想定・準備~
財務リスク研究所 代表 **横山 悟一氏**
- ② 決算する法人向けセミナー ~決算時に必ず知っておきたい留意点~
税理士 登録政治資金監査人 **伯 道夫氏**
- ③ 奈良ロイヤルホテル再生物語 ~地域観光振興の課題と可能性を探る~
八坂事務所 代表 **八坂 豊氏**
- ④ プレイングマネージャーの仕事術 ~組織を動かし、業績をつくるリーダーになるためには!~
マイスター・コンサルタンツ(株) 代表取締役 **小池 浩二氏**
- ⑤ 社長必見!! 会社の資金繰り ~数値が読める~
(株)クイック・ワーカー 代表取締役 **富山 さつき氏**

税務署定期人事異動レポート

7月10日付で税務署の定期人事異動が行われ、長野税務署においても、長谷川署長と須江統括官が着任されました。法人会と関わりの深くなるお二人からメッセージをご紹介します。



署長
長谷川 精作氏

1 長野税務署での抱負

私は、新潟県の出身で、長野署での勤務は酒類指導官以来14年振り、2回目です。豊かな自然に恵まれた歴史のある街並みに触れ、当地に勤務できますことを大変うれしく思っています。

管内事情に精通し、私たちの使命である適正・公平な課税の実現及び確実な徴税に向け努力してまいりたいと考えています。

改正消費税法等につきましては、改正内容の広報・周知、並びに転嫁や価格表示及び納付に関する相談への適切かつ丁寧な対応などにも取り組んでまいります。

2 長野法人会会員へひと言

法人会員の皆様方には、日頃から税務行政に対し、多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

租税教育事業につきましては、これまで熱心に取り組んでいただいておりますが、租税教室の開催に向けて、地域の実情に精通されている皆様から教育関係機関等に働きかけていただくなど、より一層のご支援をお願い申し上げます。



法人課税第一部門
統括国税調査官
須江 明夫氏

1 長野税務署での抱負

大宮税務署特別国税調査官から参りました。長野税務署の勤務は5回目で、3年前には税理士専門官を務めておりました。前任の田中同様よろしくお願いいたします。

改正国税通則法の円滑な執行に配意しつつ、適正な調査・徴収に取り組む一方で、e-Taxを始めとする税務行政の電子化の一層の進展に努め、丁寧なサービスを提供してまいります。

2 長野法人会会員へひと言

法人会の皆様には税務や経営に関する研修会の開催はもとより、税に関する作文の募集・選考及び租税教室の開催などの租税教育活動に熱心に取り組まれ、地域社会の健全な発展に大きく貢献されていますことに感謝申し上げます。

また、国税電子申告・納税システム(e-Tax)については、皆様にはこれまで積極的にご協力いただいているところですが、源泉所得税の納付に、「ダイレクト納付」をご利用いただければ幸いです。

事業実施カレンダー CALENDAR**9月の予定**

1回	16日
2月	17火
3火	18水 青年部幹事会
4水	19木
5木 須高ブロック役員会	20金 ながの結婚支援センター出会いパーティー 役員視察研修旅行(静岡)
6金	21土
7日	22日
8回	23日
9月	24火
10火 決算法人説明会 法人会落語寄席(野尻湖)	25水 経営相談室(法律相談)
11水 経営相談室(法律相談) 女性部親睦例会	26木
12木 東部部会ゴルフコンペ	27金 女性部幹事会
13金	28日
14日	29日
15回	30月

10月の予定

1火 須坂部会経営実務研修会	16水
2水	17木
3木 法人会全国大会(青森)	18金 長野県青年部合同例会(大町)
4金	19日 長野県青年部対抗ゴルフ大会(安曇野)
5日	20日 ながの結婚支援センター出会いパーティー(軽井沢)
6回	21月
7月	22火 決算法人説明会(11月決算対象)
8火 青年部例会	23水 経営相談室(法律相談)、東部部会社会見学 長野県女性部合同例会(中野)
9水 経営相談室(法律相談) 東部・信州新町部会交流会	24木
10木	25金 産業フェアin善光寺平2013
11金	26日 産業フェアin善光寺平2013
12日	27日
13回	28月
14回	29火
15火 部会対抗ゴルフ大会	30水
	31木

会員親睦ゴルフ大会 優勝は清水保氏

(須坂部会)

7月18日に信濃ゴルフ倶楽部において、第31回会員親睦ゴルフ大会が開催され、募集人員を上回る31組120名の参加があり、大いに盛り上がった大会となりました。

●優勝者(清水社長)コメント

当時は好天に恵まれたことに加え、一緒にラウンドさせて頂いたパートナーの方々とも和気藹々と、一日楽しくプレーが出来た結果、自分としても上出来のスコアで回る事が出来ました。しかし、長野法人会のコンペといった大きな大会で優勝するとは思いもよらず、成績発表を知らされて驚いた次第です。今回の優勝は運良く新ペアリ亞にはまり、本当ラッキーだと思っています。この度は本当にありがとうございました。

**決算説明会****10月決算法人対象**

開催日時

9月10日(火)

10:00~11:30

会場

**ホクト文化ホール
2F 小ホール**

研修内容

第1部 長野税務署法人担当官

第2部 税理士

(関東信越税理士会長野支部派遣)

その他

この説明会は、毎月開催しています。

今回ご都合がつかない場合は翌月以降の説明会にご出席願います(資料請求も可)。駐車場に限りがございます。なるべく公共交通機関でお越しください。

次回開催日時・会場

10月22日(火)

10:00~11:30

ホクト文化ホール

**法人会
経営相談室**

法律相談は、第2・第4水曜日に開催
税務相談と労務相談は、相談申し込みの都度開催

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

開催日時

法律相談

9月11日(水)**25日(水)**

10:00~12:00

会場

長野法人会会議室

長野市七瀬中町276(会議所ビル 3F)

TEL026-227-0011

相談員

弁護士

中嶋慎治氏・倉崎哲矢氏

費用

会員=無料 会員以外=5,000円

利用方法

事前に申し込みが必要ですので、同封の申込用紙にご記入のうえ事務局までFAX(026-224-2655)にて送信願います。

ビジネス 法律相談所

長野県弁護士会所属
弁護士 中嶋 慎治
中嶋慎治法律事務所



事業者のための環境法制 ～大気汚染の問題～

はじめに

皆さん、こんにちは。今回は、大気汚染の問題について、事業者の視点から、主な規制の概観を紹介したいと思います。

大気汚染防止法

1 制定の経緯、目的

本法は、高度経済成長下での大気汚染による健康被害の発生を背景に、昭和43年、従来の「ばい煙規制法」に代わり制定された法律です。本法の目的は、大気汚染を防止して、国民の健康の保護を図るとともに、生活環境を保全することにあります。

2 規制の概要

(1) 固定発生源（ばい煙発生施設など）、移動発生源（自動車等）、汚染リスクの高い特定の活動（特定粉じん排出等作業）から排出、飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければなりません。

(2) 本法の規制対象となる物質は、以下のとおりです。

- ①ばい煙（硫黄酸化物、ばいじん、有害物質）
- ②揮発性有機化合物（VOC）
- ③粉じん（石綿等の特定粉じんを含む）
- ④有害大気汚染物質（アクリロニトリル、アセトアルデヒド等）

(3) 排出基準

それぞれ排出基準が定められており、排出者等は基準を遵守する義務を負います。例えば、ばい煙の排出基準としては、①ばい煙発生施設ごとに国が定める一般排出基準、②大都市や工業地域において新規ばい煙発生施設に適用されるより厳しい基準である特別排出基準、③都道府県が条例によって定める厳しい基準である上乗せ排出基準、④工場や事業場が集積し環境基準の確保が困難な地域について大規模工場に適用される指定ばい煙の総量規制、があります。

(4) 排出制限、改善命令、使用停止命令

ばい煙排出者は、排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止され、違反者は刑事罰を科せられます。

また、ばい煙排出者、揮発性有機化合物排出者、粉じん発生施設設置者、特定粉じん排出者等は、ばい煙排出者については排出基準違反のばい煙を継続して排出するおそれがあると認められる場合、その他の排出者等については排出基準違反が認められる場合、都道府県知事等は、処理方法

の改善、基準の適合、使用の一時停止を命じることができます。

(5) 届出、計画変更命令

施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者、又は特定粉じん排出等作業を行おうとする者は、事前に（60日前、特定粉じん排出等作業は14日前）、管轄都道府県知事等に所定の事項を届けなければなりません。

また、都道府県知事等は、その内容を審査し、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、計画の変更又は廃止を命じることができます。

(6) 測定義務、立入検査

排出者は、排出される大気汚染物質の量、濃度を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

また、都道府県等の職員は、排出基準が守られているかどうかを確認するため、工場、事業場に立ち入りることや、排出者等に対し必要な事項の報告を求めるることができます。

(7) 事故時の措置

故障、破損等の事故により、ばい煙又は特定物質が多量に排出されたとき、排出者は応急の措置を講じ、都道府県知事等に事故状況を通報しなければなりません。都道府県知事等は、事故により周辺の区域の人の健康に影響があると認めるときは、排出者に対して必要な措置をとるよう命じることができます。

(8) 緊急時の措置

大気汚染が深刻なレベルになったときは、都道府県知事等は、一般にその事態を周知させるとともに、排出者に対して排出量の削減や排出濃度の減少等を要請することとされています。

(9) 有害大気汚染物質への対策

低濃度であっても長期的な摂取により健康に影響が生ずる恐れのある物質について、科学的知見の充実、汚染状況・排出状況の把握、排出抑制基準の策定（指定物質）等が定められています。

(10) 自動車排ガス規制

環境大臣は、自動車から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガス（一酸化炭素、非メタン炭化水素等）の量の許容限度を定めることとされています。また、環境大臣は、大気汚染防止のために必要があるときは、自動車の燃料の性状に関する許容限度等を定めることとされています。

都道府県知事は、汚染区域等について自動車排出ガスの濃度を測定し、大気汚染が環境省令で定める基準を超えているときは、都道府県公安委員会に対し、交通量の制限等の措置をとるよう要請することとされています。



今月の売れ筋10冊

2013.7.1~7/31

平安堂長野店 提供

- 1 統計学が最強の学問である ■榎原英資／著 ダイヤモンド社 1,600円
- 2 ディズニー ありがとうの神様が教えてくれたこと ■鎌田洋／著 ソフトバンククリエイティブ 1,100円
- 3 長野が世界に誇りたいものづくりの会社 ■SBC信越放送／著 あさ出版 1,400円
- 4 スタンフォードの自分を変える教室 ■ケリー・マクゴニガル／著 大和書房 1,600円
- 5 雑談力が上がる話し方 ■斎藤孝／著 ダイヤモンド社 1,429円
- 6 伝え方が9割 ■佐々木圭一／著 ダイヤモンド社 1,400円
- 7 幸せのサービス ■宇都宮恒久／著 日本能率協会 1,400円
- 8 不格好経営 ■南場智子／著 日本経済新聞出版社 1,600円
- 9 稲盛和夫 最後の闘い ■大西康之／著 日本経済新聞出版社 1,600円
- 10 日本人が知っておきたい心を鍛える習慣 ■上田比呂志／著 クロスメディア・パブリッシング 1,380円

今月の一冊



稻盛和夫 最後の闘い

大西康之 著 日本経済新聞出版社
1,600円（本体価格）

稻盛和夫はなぜ、一度は破綻したJALの再建を引き受けたのか？ 又、JALは本当に甦ったのか？ 経営者としての最後の闘いに挑む稻盛和夫の悪戦苦闘を描いた一冊です。

税理士の事件簿

作成 ■ 関東信越税理士会 長野支部所属 神田 富雄 金井 秀夫 山浦 修 藤澤 義章

税務調査の立ち会い顛末記 35

今回のテーマは、法人で取得した車両を代表者が専属的に利用していた場合において、その取得費等や関連諸経費などの取り扱いについてです。

税務調査は以下のようなものでした。

1.会社側の行った経理処理

雑貨品類の卸売業を営むA社は、期中に車両(普通乗用車)1台をディーラーとの売買契約により取得し、事業の用に供しました。

その使用実態は、代表者が専属的に利用しており、主に事業用に使用していますが、時には代表者自身のプライベート用にも使用しています。なお、代表者は、個人で車両を所有していません。

A社は、取得した車両について、一部に代表者のプライベート使用はあるものの、基本的には法人の事業の用に供しているものとの認識から、車両の取得費のほか、自動車保険料、自動車取得税、自動車税、燃料費(以下「車両関連諸経費」という)について、全ての金額を法人負担としたうえで、車両勘定、及びリサイクル預託金勘定、並びに各経費科目などに経理処理して、この期の決算を行いました。

その後、税務調査が行われ、調査官から次のような見解を示されました。

2.調査官の見解

A社が期中に取得した車両については、その使用実態によれば、代表者が専属的に利用しており、代表者自身のプライベート使用の事実も認められる。

代表者自身が個人で車両を所有していないことや、車両の取得費や車両関連諸経費のすべてが法人負担となっていることを考慮すれば、代表者自身のプライベート使用部分については、A社から代表者に対して車両の無償貸与があったと認められる。

したがって、代表者は車両の利用について、通常支払べきその利用の対価に相当する額(以下「資産利用対価額」という)の経済的利益を享受しているものと考えます。(所得税法第36条・同施行令第84条の2参照)

また、代表者は役員に該当しますので、上記の経済的利益についても役員給与に該当します。(法人税法34条第4項参照)

本件の場合、代表者自身のプライベート使用部分としては、毎週2~3回ある子供の塾への送り迎えや、スーパーなどの買い物、及び、法人の営業日でない週末における私的利用などがあり、少なくとも毎週1日(7分の1)程度のプライベート使用があると判断しました。

そこで、当該車両の取得費を、その法定耐用年数である6年の期間で均等に按分した額及び、自動車保険料につき、その7分の1の額を「役員給与」とし、自動車取得税、自動車税、燃料費につき、その7分の1の額を「役員賞与」として、代表者の源泉所得税額を再計算のうえ追徴していただくとともに、上記「役員賞与」に該当する額を、法人の所得に加算して、修正申告を提出していただきたいと考えています。

税務署からのお知らせ

平成25年度税務大学校公開講座のご案内

受講料:無料

税務大学校和光校舎(埼玉県和光市)では、「税を考える週間(11月11日~17日)」の期間中に公開講座を開催しています。

この公開講座は、平成6年度から実施しており、本年度で20回目の開催となります。

開催目的 税務大学校が有する租税についての教育及び研究機能を活用し、納税者のみならず広く国民各層に対して、国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や役割、一般的な税の仕組み、租税史料等をお知らせし、租税に関する知識の普及を図るとともに、地域貢献を図る。

開催期間 平成25年11月12日(火)から14日(木)まで(3日間)

開催場所 税務大学校和光校舎(埼玉県和光市南2-3-7)

講座の内容 大学教授及び当校教授等による、合計6つの講座を予定

※1 公開講座の受講を希望される方は、次の連絡先までお問い合わせください。 税務大学校和光校舎 公開講座担当 TEL048-460-5000

※2 本年度の講座の内容や応募要領等が決まりましたら、国税庁ホームページ(ホーム>税務大学校>税務大学校公開講座のご案内)にてお知らせいたします。

ちょっと教えて! 身近な法律 Q&A



司法書士
江尻 克雄

江尻克雄事務所
長野市大字南長野南県町652-1 テラサビル2階
TEL 026-235-2293
FAX 026-235-2294

「重任」とは、どのような意味ですか。

Q 私は、飲食店事業をしている株式会社○○商事の代表取締役社長Aです。当社は、資本金の額金100万円の非公開会社(株式譲渡制限会社)で、役員は、私Aの外、取締役BC2名と監査役Dの1名ですが、この度、役員全員が任期満了により退任する時期となりました。そのため定時株主総会において、取締役ABC及び監査役D全員が選任(再選)され、役員全員が即時にその就任承諾しました。また、当社は、取締役会設置会社ですので、定時株主総会終結後、同日に開催した取締役会で私Aが代表取締役に選定され、即時その就任承諾をしました。その後役員改選の結果について変更登記手続をし、登記事項証明書を確認したところ、「就任」ではなく、「重任」と記載されていますが、「重任」とはどのような意味なのですか。

A 「重任」という文言は、任期満了による退任と同時に時間的間隔を置かずに就任した場合、「退任」と「就任」を合わせた登記技術上の文言です。

以下、御社を例に具体的にご説明するため、御社が取締役会設置会社であり、後記「定款抜粋」記載の定款の規定があるほか、次のことを前提といたします。

- (1) 取締役ABC、代表取締役A(以下、「代取A」という)及び監査役Dは、「平成21年7月28日重任」し、その登記がなされていること。
- (2) 平成25年7月31日開催の定時株主総会(以下、「25年定時総会」という)は、午前10時に開会し、午前10時30分に終結したこと。
- (3) 平成25年7月31日開催の取締役会(以下、「総会後取締役会」という)は、午前10時40分開会し、代表取締役を選定のうえ、午前10時55分に閉会したこと。

取締役ABC及び監査役Dは、定款第28条及び第38条により、いずれも25年定時総会の終結の時(午前10時30分)に任期満了により退任します。この場合、25年定時総会で、取締役ABC及び監査役Dが、それぞれ取締役及び監査役に選任(再選)され、その就任承諾をしていれば、25年定時総会の終結の時(午前10時30分)にABCは取締

役に、Dは監査役に就任することになりますので、「任期満了による退任と同時に時間的間隔を置かずに就任した場合」に該当し、登記実務上、「平成25年7月31日重任」と登記します。言い換えますと、取締役ABC及び監査役Dにつき、「平成25年7月31日退任」と「平成25年7月31日就任」の二つを登記すべきところ、登記実務上は、これら二つを合わせて「平成25年7月31日重任」と登記します。

代表取締役については、代取Aは、平成25年7月31日午前10時30分に取締役を任期満了により退任した時と同時に代表取締役も退任していることになりますので、総会後取締役会で代表取締役にAが選定されその就任承諾した時(仮に「午前10時45分」とします)と15分の時間的間隔が空いていますが、登記実務上、退任と就任が同日になる場合には、「平成25年7月31日退任」と「平成25年7月31日就任」の二つを登記せず、「平成25年7月31日重任」と登記されます。御社が、取締役会を設置しない会社であっても、「重任」については、同様に考えます。

記

定款抜粋

(取締役の任期)

第28条 取締役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (省略)

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 (省略)

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

成長指南 経営者の 議論



人材育成コンサルタント
浪 宏友事務所

代表 浪 宏友

相手を言い負かすのが議論だと思っている人がいるようです。大声を出す。威圧する。相手の意見を片っ端から否定する。相手に一言もしゃべらせまいとする。相手が引き下がるまで頑張る。そういう人がいます。しかし議論は口げんかではありません。

自分の意見に反論されると怒りだす人がいました。極端な例では、質問されただけで怒りだしました。これでは議論が成り立ちません。

どちらが正しいか、間違っているか、決着をつけるのが議論だと思っている人もいました。しかし、審判するのが議論の目的ではありません。○×式の試験を行っているわけではないのです。

議論は、筋道を立てて話し合うという理性的な行為です。感情を高ぶらせて言い合うことではありません。

異なる情報を持ち寄り、異なる意見を出し合う

ことによって、お互いの持つ情報や考えを確かめ合う。異質な考え方を闘わせて、お互いの考えを育て合う。異質な意見を出し合って、より高度なものごとを生み出していく。それが、本当の議論だと思います。

議論の本質は、異質の協働です。異質なものが一つの目的に向かって力を出し合い、新しい価値を創造するのです。

議論に、情熱は必要です。熱い心で主張することによって、相手を説得する力も増します。しかし、あくまでも理性的に語らなければなりません。怒ってしまっては台無しです。怒りは議論をぶちこわします。

自分の意見を大事にする。同時に他人の意見も大事にする。そういう姿勢で議論を行なえば、素晴らしいものが生まれてくるのではないかでしょうか。

企業会計

NOW

あがたグローバル税理士法人 公認会計士 岡宮春輝

第30回 金融機関の自己査定

今回は、金融機関が行う自己査定について説明します。

自己査定は、金融機関が返済の可能性の低い債権を的確に把握し、それらに対して早期に手当て（貸倒引当金の計上）をするために、貸出金等の資産の価値を自ら査定して分類する作業のことをいいます。具体的には（1）債務者区分（2）資産の分類の順で行われます。

【債務者区分、資産の分類】

（1）債務者区分

債務者をその財務状況等に応じて、[表1] の5つの区分に分別します。このとき、自己資本比率、売上高経常利益率、償却前営業利益、債務償還年数などを対象とした定量的な分析や、中小企業の場合は、技術力、販売力などを対象とした定性的な分析も行われます。

[表1]

債務者区分	内容
正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容も特段の問題がない債務者
要注意先	業績低調、延滞など、今後の管理に注意を要する債務者
要管理先以外	要管理先以外の債務者
要管理先	3ヶ月以上延滞または貸出条件を緩和している債務者等
破綻懸念先	経営破綻に陥る可能性が大きい債務者
実質破綻先	実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

出典:藤原敬三「実践的中小企業再生論〔改訂版〕」「再生計画」策定の理論と実務～（一般社団法人金融財政事情研究会、改訂版、2013）をもとに作成

（2）資産の分類

次に、債務者区分ごとに、貸出金等の債権について、担保・保証等による債権回収の可能性を評価して、回収リスクの低い方から順に4種類に分類します[表2]。

[表2]

資産の分類	内容
非分類	正常債権
Ⅱ分類	回収に注意を要する債権
Ⅲ分類	回収に重大な懸念のある債権
Ⅳ分類	回収不能債権

出典:中村中「中小企業再生への経営改善計画」(株式会社ぎょうせい、第4版、2013)

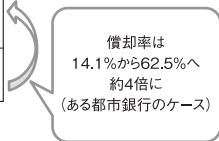
【引当・償却】

各金融機関では左記（1）（2）の自己査定の結果に基づき、債権が[表3]のように区分・分類され、過去の貸倒実績率やキャッシュ・フロー見積法などにより引当・償却処理が行われます。回収見込みが低い債権ほど、それに対する引当を厚くするか、直接償却することとなります。

[表3]

		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類
破綻先・実質破綻先			不動産担保などの一般担保・保証などで保全された部分	担保の評価額と処分可能見込額との差額	非・Ⅲ・Ⅳ分類以外の部分
破綻懸念先		預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分		同上	非・Ⅱ分類以外の部分
要管理先	要管理先以外			非分類以外の部分	
正常先		正常先に対する債権			

出典:一般社団法人全国銀行協会HP



たとえばある都市銀行の決算説明資料によれば、Ⅱ分類の債権について、債務者区分が要管理先以外から要管理先に下がると、担保・保証等を除いた残額に対する引当率が14.1%から62.5%になり、金融機関が計上する貸倒引当金は4.4倍になります。貸倒引当金を計上すれば自己資本が減少するため、自己資本比率規制がある金融機関は融資に慎重になります。

このように、債務者区分は融資を受けられるか否かに大きな影響を与えます。特に、要管理先に該当するか要管理先以外に該当するかで大きな違いがあります。これは、要管理先に対する債権から破綻先に対する債権までが概ね「不良債権」に該当し、金融再生法や銀行法によって「不良債権」等の開示が義務付けられているためです。

将来自社の借入金が金融機関にとって「不良債権」と判断されないよう、たとえ業績が良好なときであっても、設備資金等のために融資を受ける際は、1年間の返済予定金額が可能な限り営業キャッシュ・フローで賄える事業計画を立てるなど、返済を十分に考慮しておくことが重要です。

スポーツNOW

スポーツによる地域の活性化

長野に野球・サッカー・バスケットボールのプロチームが誕生し、スキー等の冬季競技でも地元企業に所属の選手が活躍しています。このコーナーではそんな地域スポーツの振興、それに伴う地域の活性化にもスポットを当てています。

ところで、スポーツによる地域の活性化とは、具体的にどんなことを想像しますか。

隣の新潟。「東北電力ビッグスワンスタジアム」の近くで食堂を経営する知人は、「アルビレックスのサッカーがあると道路は、がっつり(とっても)大渋滞なんだて。おかげで試合の前や終了後にお客様がいっぱい(たくさん)来てくれて嬉しい。だろも、ウチの従業員が試合の結果を気にしてろくに仕事しなくなるっけ、弱ったもんらて」と新潟弁で嬉しい悲鳴をあげていました。

大声援を受けたチームや選手は活躍する。地元のファンは試合があるときは会場やテレビで観戦し、チームや選手の勝敗、一挙一動に关心を持つ。勝った時には選手もファンもそれぞれに勝利の美酒に酔

う。飲食店も繁盛、スポンサーも増え
る。こうなれば言うことありませんね。

この原稿を書いている今(8/20夜)、長野ではプロ野球巨人vsヤクルト戦が行われています。私の周りでは、ここ数日「20日は巨人戦だね」「選手はいつ長野に来るんだろう」と“待ちわびています”的いがこもった会話が多く聞かれました。結果的に2万人を超える来場者があったそうです。地域チームの試合でも毎回このような現象が起こることを願ってやみません。

今後は、「どうしたらそのスポーツに地域全体が興味をもってくれるか」についても会員皆様の声をお聞きしていただけたらと思います。



[文責:事務局関]

■事務局では「あの会社にこんな選手がいる」「ウチのスタッフがあの選手の身内だ」等々情報提供をお待ちしております。

